

令和8年1月15日

東御市長 花岡 利夫 様

東御市介護保険運営協議会
会長 横山 好範



東御市家庭介護者慰労給付金要綱の一部改正について（答申）

令和7年10月15日付け7福諮問第1号で諮問のあった「東御市家庭介護者慰労給付金要綱の一部改正について」につきまして、下記のとおり答申します。

記

諮問された東御市家庭介護者慰労給付金要綱の一部改正は妥当であると判断する。

なお、本協議会として、次のとおり意見を付すものとする。

- 1 当該要綱の改正に伴い実施する新たな生活支援事業については、随時評価を行い柔軟な見直しを行い、需要に基づいて事業が継続されるよう取り組まれない。
- 2 当該要綱の対象者の選定にあたっては、当事者の状態を客観的に把握し、適正に行われたい。